

# 規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は、民間病院を中心とした医療情報連携フォーラムと称する。

### 第2条（目的）

本会は、医療分野における情報システムの導入が進むなか、診療録データを含む医療情報の異種・新旧システム間の連携・継続性の問題や、電子カルテシステムの導入効果に関する評価指標及びルールが未整備な点などの諸問題について、民間医療機関が中心となりユーザーの視点で評価・検討・改善する事で、病院内、地域内、地域間のシステム並びに医療情報の連携推進、電子カルテの普及促進と医療サービスの質と安全の向上を目的とする。

同時に、本会が提起する、標準的な電子カルテに求められる技術要件や運用条件を満たすシステムや医療サービスが幅広く構築される為の啓発活動を行う事を目的とする。

### 第3条（事業）

本会は、上記の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 異なるシステム間でのデータ互換性や新旧システム間での円滑なデータ移行に関する検討と実証作業
- (2) 電子カルテシステムの導入効果に関する評価指標及びルールの策定と検証作業
- (3) ネットワークを介した安全な医療情報交換モデルの検討と実証作業
- (4) 優れたマン・マシンインターフェースのモデル化とユニークカルテ（仮称）の検討と検証作業
- (5) 現行電子カルテシステムの問題点の抽出と、標準的電子カルテシステムの効果的な導入に関する検討
- (6) その他、上記目的を達成する為に必要な事業

### 第4条（事務所）

本会は、第5章に定める事務局を京都府に置く。

## 第2章 会員

### 第5条（会員）

本会の目的・趣旨及び事業に賛同する民間医療機関及び法人等は、第4章に定める役員会の承認を得ることにより、本会の会員になることができる。

1. 会員は、理事会員、A会員、B会員、賛助会員とする。理事会員は発起人とし、本会設立の主旨を十分に理解する指導的な医療機関または医療法人とする。また、新たな理事会員については、理事会員の推薦の上、理事会の全会一致をもって加入を認めるものとする。

### 第6条（会員の定義）

本会の会員は次のように規定する。

1. 理事会員並びにA会員は、本会の委員会、会員が協同で企画運営する調査、研究事業等のワーキンググループやプロジェクト等の事業活動に対してテーマを企画並びに提案ができ、且つプロジェクトリーダーとして事業活動を運営できる指導的な医療機関又は医療法人とする。
2. B会員は、本会の目的達成のため、本会の企画運営する事業活動に参加して積極的に活動できる法人とする。
3. 賛助会員は、本会が行う委員会、事業活動に対して利用者、受益者としての立場から意見を提示でき、役員会が本会の目的及び事業に照らして特に認めた個人、又は法人とする。

### 第7条（会員の権利）

会員は、本会の事業成果等及び関連する情報の優先的利用、その他本会の活動に係わる便宜を享受することができる。

### 第8条（会員の義務）

理事会員及びA会員は、本会の委員会、ワーキンググループ、プロジェクト等による事業活動を主体的に推進すると共に、所定の年会費を納めなければならない。

1. B会員は、本会の活動に協力すると共に、所定の年会費を納めなければならない。

### 第9条（入会）

会員になろうとする者は、所定の入会申込手続により、役員会の承認を得なければならない。

#### 第10条（会費）

会員は、本会の運営及び事業の実施に要する費用として別途定める年会費を納入する。

1. 会員が既に納入した年会費は、これを返還しない。

#### 第11条（退会等）

会員は、任意に本会から退会することができる。ただし、退会するときは、退会の1ヶ月前までに所定の退会届出書により届け出ると共に、当該年度の年会費を全額納入しなければならない。

1. 会員が死亡し、又は解散し若しくは破産したときは退会したものとみなす。

#### 第12条（除名）

会員が次のいずれかに該当する場合の他、本会の名誉を毀損する行為あるいはこれらに類似する行為があったときは、役員会の決議によって除名することができる。

1. 会員が会員たる義務に違反する行為、または本会の目的・趣旨に反する行為をなしたとき。
2. 会費を1年以上滞納したとき。

### 第3章 役員等

#### 第13条（役員の変義）

本会には次の役員を置く。

1. 会長・・・1名
2. 副会長・・・2名程度
3. 役員・・・10名以内
4. 監事・・・2名

#### 第14条（役員の変任）

本会の役員は、理事会において選任する。

1. 役員は、理事会において理事会員の中から選任する。特に必要があるときは、理事会員以外から役員を選任することができる。

#### 第15条（役員の変務）

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

1. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
2. 役員は、会務を審議、協議し決定する。
3. 監事は、会計および会務執行の状況を監査し、総会に報告する。

#### 第 16 条（役員任期）

役員任期は、総会において選任された日から 2 年間とする。ただし、交代による任期は、前任者の残任期間とする。

1. 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行うものとし、又役員辞任又は任期満了により欠員が生じるに到るときも同様とする。
2. 役員補充の必要があるときは、第 14 条の規定によりこれを選任する。但し、補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

#### 第 17 条（役員解任）

役員および監事が、次のいずれかに該当する場合その他、本会の役員たるにふさわしくない行為をしたとき、その他第 12 条に類する行為があったときは、総会の決議により解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
2. 職務上の義務違反

### 第 4 章 役員会等

#### 第 18 条（役員会）

役員会は、役員をもって組織する。

1. 役員会の議長は、会長がこれにあたり事務局長がこれを補佐する。

#### 第 19 条（招集および議長）

役員会は、役員提起により開催が必要と判断された場合に会長がこれを招集する。役員会は、会議の目的たる事項、日時および場所を記載した文書を発して招集する。但し、会長がやむを得ないと認めるときはこの限りではない。

#### 第 20 条（役員会の表決権）

役員会は、役員各員が各 1 個の表決権を有する。

#### 第 21 条（役員会の成立および議決）

役員会は会長、副会長、役員の過半数の出席により成立する。但し、あらかじめ役員会に届け出ている者をもって代理出席させることができる。

1. 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第 22 条（役員会の付議事項）

役員会は、この規約に別段の定めがあるものの他、次の事項を決議する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会において、役員会に委任された事項
3. 前 2 号に掲げるものの他、会務の運営に関して会長が必要と認める事項

#### 第 23 条（議事録）

役員会の議事については、前記の記載事項に準じ議事録を作成し、議長および出席役員の 2 名以上が記名押印（署名）しなければならない。

#### 第 24 条（その他の会議）

会長は、総会・役員会および委員会のほか、第 3 条に掲げる事業を行うため、役員会の決議により必要に応じ適宜会議を開催することができる。

### 第 5 章 事務局および委員会

#### 第 25 条（事務局）

本会の事務は、事務局で処理するものとする。

1. 事務局は、事務局長 1 名及び事務局次長数名程度を置くこととする。
2. 事務局長は、事務局を総理し、役員会の推薦をもって会長が選任する。
3. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときまたは事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。
4. 事務局の組織および運営は役員会の決議を経て会長が別に定める。

#### 第 26 条（委員会）

事務局は、必要に応じて委員会を組織する。

1. 委員会は、次の事項を決議ないし答申しあるいは調査・研究する。

2. 役員会より委任された事項
3. 前号の他、会務の運営に関して会長あるいは事務局が必要と認めた事項

#### 第 27 条（ワーキンググループ等）

委員会は、必要に応じてワーキンググループ並びにプロジェクトを組織できる。

1. ワーキンググループは、事務局が委員会から推薦を受けたメンバーによって組織し、委員会から委託された事項について調査・研究を行う。
2. プロジェクトは、委員会、ワーキンググループにおいて必要と判断された場合に事務局が会員からメンバーを募って組織し、フィールド試験や実験等、実証的な検証を行う。

### 第 6 章 総会

#### 第 28 条（総会）

総会は、A 会員および B 会員をもって構成する。

1. 総会は、年 1 回、事業年度終了後、原則として 4 ヶ月以内に開催するものとする。

#### 第 29 条（招集および議長）

総会は、開催の日の 2 週間前までに、会議の目的たる事項、日時および場所を記載した文書を発し、会長がこれを招集する。但し、会長がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

1. 総会の議長は、会長がこれにあたり、事務局長がこれを補佐する。

#### 第 30 条（会員の表決権）

A 会員は各 1 個の表決権を有する。

1. 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の表決権を持つ会員に委任することができる。

#### 第 31 条（総会の成立および議決）

総会は、表決権総数の過半数にあたる表決権を有する会員の出席により成立する。総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除く他、出席会員の表決権の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第 32 条（総会の付議事項）

総会は、この規約に別段の定めがあるものの他、次の事項を決議する。

1. 事業報告および事業計画
2. 収支決算
3. 総会において、あらかじめ通知した事項以外に決議を必要とする事項が生じたときは、出席会員の表決権の3分の1以上の同意をもってこれを付議することができる。

#### 第33条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長および出席したA会員のうち、その会議において議長より選任された議事録署名人2名以上が記名押印（署名）しなければならない。

1. 開催の日時および場所
2. 会員の表決権総数およびその出席者の表決権数
3. 開催の目的、審議事項および決議事項
4. 議事の経過の概要およびその結果

### 第7章 資産および会計

#### 第34条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第35条（経費及び支出）

本会の経費その他の支出は、次の収入をもって支弁する。

1. 年会費
2. 研究・業務委託費
3. その他の収入

#### 第36条（予算及び決算）

本会の収支予算は、毎事業年度開始前に役員会がこれを定め、総会に報告しなければならない。

1. 収支決算は、毎事業年度における監事の監査を経た貸借対照表および収支計算書をその年度終了後3か月以内に総会の承認を得てこれを行わなければならない。

#### 第37条（資産の管理）

本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第8章 規約の変更

### 第38条（規約の変更）

1. この規約は、総会において、表決権総数の過半数に当る表決権を有する会員が出席し、その表決権の3分の2以上の決議でこれを変更することができる。
2. 規約の変更を総会に付議するときは、役員会の決議または表決権総数の3分の1以上に当る表決権を有する会員の請求を必要とする。

### 第39条（解散）

本会は、総会において、表決権総数の3分の2以上に当る表決権を有する会員が出席し、その表決権の過半数以上の決議により解散することができる。

### 第40条（残余財産の処分）

本会が解散した場合の残余財産の処分については、総会の決議によるものとする。

## 第9章 補足

### 第41条（期間）

本フォーラムは設立から5年を期間として活動を行うものとする。なお、この期間が必要に応じ、総会の決議により延長できるものとする。

## 第10章 附則

### 第42条（オブザーバ）

本会は、役員会が本会の目的及び事業に照らして特に必要と認めた個人、又は公共・社会性を有する団体をオブザーバとして招致できる。

公共・社会性を有する団体とは、健保組合、自治体、行政機関、NPO、学会・研究会、大学・教育機関、患者団体、コンシューマーグループ等とする。



1. オブザーバは、本会が行う委員会、事業活動に参加して意見提示できる。

#### 第 43 条（年会費）

本会会員の年会費は以下の通りとする。

1. 理事会員の年会費は100,000とする。
2. A会員の年会費は50,000とする。
3. B会員の年会費は100,000とする。
4. 賛助会員（法人）の年会費は60,000とする。
5. 賛助会員（個人）の年会費は10,000とする。

#### 第 44 条（細則）

この規約の運用に必要な細則は、役員会の決議を経て会長がこれを別に定める。

#### 第 45 条（初年度）

初年度の事業年度および会計年度は、第 34 条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成 18 年 3 月 31 日とする。

#### 第 46 条（施行）

本規約は、発起人会開催後に施行する。

以上